



## 地域労働運動の可能性

中 村 圭 介

**概要** 連合の地域組織である地域協議会に焦点をあて、その活動を「結束を強める」「力を高める」「地域に根ざした顔の見える」活動に分けて、その現状と課題を私が行った調査票郵送調査と訪問調査のデータを活用して分析した。組織内部の結束を強める活動が多くの地協で行われ、推薦首長や議員を多く抱えることによって政治力などの力を高めている地協も多く見られた。労働相談、生活相談、組織拡大、街頭宣伝行動、政策制度要請など「地域に根ざした顔の見える」活動も、予想以上に活発に行われており、それらは地域社会をより良き社会へと変えていく可能性を持っている。とはいえ、活動が不十分な地協も少なくない。地域社会を変えていく運動を積極的に進めるためには、地方連合会、地域協議会のリーダーたちの決断が不可欠である。

**Abstract** The paper deals regional councils of JTUC-Rengo. The regional councils are two hundred and eighty-one in number and are organized in cities and towns. A full-time union officer and a clerk are arranged in each of two-hundred and sixty councils. Two hundred and seven councils, three quarters of them, propose their original policy demands to local governments, in order to promote welfare of citizens living and working in the regions. Regional labor movement led by the councils has the potential to improve societies, even if little by little.

**キーワード** 連合、地域労働運動、地域協議会、政策制度要請

**原稿受理日** 2023年6月21日

## 1. 地域に根ざした顔の見える運動

「連合は、中小企業労働問題を今後の最大の運動課題と位置づけ、中小労働運動の強化、そのための地域での『目に見える運動』を推進しなければなりません」<sup>(1)</sup>と山岸会長（当時）が述べたのは、今から30年前の、1993年の連合第3回定期大会のことである。この年から地方連合会の整備、強化が進められ、その10年後の2003年には地域協議会の強化が打ち出された。

地協強化を初めて打ち出した画期的な答申は次の課題提起から始まる。「連合が抱える最重要課題は、①組織拡大、②中小・地場・零細企業労働者へのアプローチとフォローアップの強化、③政策・制度要求の実現の三つである」。ここで念頭に置かれているのは、地域であり、そこで働き、生活する市民である。だからこそ次の文章が続く。これらの最重要課題は「“地域に根ざした顔の見える連合運動”を通じてのみ達成できる共通した課題であり、これらを『三位一体の課題』として取り組む」「この場合、連合本部はもちろん、各地方連合会、構成組織が、如何に『人・もの・金』を地域に根ざした活動の強化、とりわけ『地協』の強化のためにシフトできるか、すなわち『地協』に視点を当てた運動、体制、財政の確立が大きな課題となる」<sup>(2)</sup>。

答申の論理を私なりに読み込むと次のようである。地域で働き、暮らす労働者や市民の抱える問題を解決することが連合の最優先課題である。そのためには、彼らに直接働きかけて問題に対処するとともに（組織拡大も当然、ここに含まれる）、彼らの生活向上に結びつく政策制度を実現しなければならない。そうした運動の主体としては、地方連合会ではなく、地域に存在する身近な地域協議会こそがふさわしい。だからこそ連合本部、地方連合会、構成組織が協力して、地域協議会を「人・もの・金」の面で強化していく必要がある。

2年後の2005年第9回定期大会において「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」が提案、確認される。この計画によれば、①この時点で481ある地協を再編統合して最終的には300にする、②300の地協すべてに専従者（役員一人と職員一人）を配置し、③固有の事務所を保有させることを目指す。

---

(1) 日本労働組合総連合会『第三回定期大会議事録』（1993年10月）p.5。

(2) 「地方連合会活動のあり方検討会答申」日本労働組合総連合会『第8回定期大会一般活動報告書』（2003年10月）所収。

ナショナルセンターがいくつかの市町村を組織範囲とする「地域」組織すべてに専従者を配置しようとするのは、実は、日本の労働組合運動史上、初めてのことである<sup>(3)</sup>。しかも、地域協議会は必置の組織ではなく、「設けることができる」組織である<sup>(4)</sup>。私はこの動きを「静かな革命」と呼んだ（中村，2010，p.8）。

地協整備は順調に進み、2012年6月までに281の地協が設置された（ただし、専従者が配置されたのは260である）。目標の300には及ばなかったものの、一段落した。

2005年から既に15年以上が経っている。地域協議会は、当初の目標どおり、「地域に根ざした顔の見える運動」を展開できているのだろうか。その現状と課題を、本稿では探っていきたい<sup>(5)</sup>。

本稿は次のように進める。第2節では地協内の「結束を強める活動」に焦点を当てる。具体的には地協運営の要である幹事会のメンバー、加盟組織（単組、支部）、加盟組合員へ働きかける、あるいは彼らを支援する活動である。「地域に根ざした顔の見える」運動を展開しうるだけの結束力を備えているかどうかを論じる。

第3節では地協の「力を高める活動」に視線を注ぐ。地協の外に対する影響力、発言力を高める活動であり、具体的には選挙活動、推薦首長や推薦議員との連携、さらには自治体や使用者団体との話し合いの場の構築である。「地域に根ざした顔の見える」運動を支える政治力、発言力、交渉力を自ら蓄えつつあるのかを明らかにする。

第4節では、「地域に根ざした顔の見える」活動そのものを描く。具体的には労働相談、生活相談、組織拡大、街頭宣伝行動、政策制度要請の現状を検討する。「地域に根ざした顔の見える運動」は、前述したように、地域で働き、暮らす労働者や市民の抱える問題を解決することを目指す。だからこそ、彼らに直接働きかけて問題に対処するとともに、彼らの生活向上に結びつく政策制度を実現しなければならない。そうした努力を積み重ねていけば、地域社会は、少しずつではあれ、住みやすい場所へと変わっていくことになる。つまり、良き社会の構築につながるはずである。

第5節では以上の分析を踏まえて、地域労働運動の可能性について述べる。

---

(3) 同様の「地域」組織として、総評の地区労、および同盟の地区同盟があるが、いずれも全ての組織に専従者を配置していたわけではない。1971年時点で1,222ある地区労の中で、専従者を配置しているのは277、22.7%であり（総評40年史編纂委員会，1993，pp.457-458）、1986年時点で530ある地区同盟の多くは「非専従の組合役員によって支えられていた」（同盟史刊行委員会，1993，pp.764-798 および p.702）。

(4) 連合規約第12条。

(5) 本論文では、私が関係した調査票郵送調査、訪問調査の結果を利用する（連合総合生活開発研究所，2018；中村，2021）。なお、調査票郵送調査は281の全地協に対して行い、すべてから回答を得ている。訪問調査した地協は鶴岡田川地協、外房地協、中濃地協、尾張中地協、津地協、福山地協、京築田川地協の7地協である。

## 2. 結束を強める

### (1) 幹事会

幹事会の開催回数の平均は年9.9回、出席率の平均は73.6%である。281の全地協のうち、254組織が2カ月に1回以上、幹事会を開催し（1カ月に1回以上は138組織）、出席率70%以上の地協は196組織、7割を占める。幹事会は地協活動の要であり、幹事会が高い出席率を維持しながら定期的に開催されることが、地協内部の結束を強めることの大前提である。7割の地協はこの前提を満たしている。残りの3割は、まだ改良の余地がありそうだ。

幹事会メンバーに幹事会への出席を毎回呼びかけている地協は264組織である。幹事会への出席を促すだけではなく、欠席者への対応も幹事会の持続的開催を支える上で重要である。欠席者に幹事会提出資料を送付する地協は262組織である。この他、欠席者へ資料を持参（62組織）、開催の事実を事後通知（24組織）、訪問・電話などで次回参加呼びかけ（51組織）、FAX・メールなどで次回参加呼びかけ（73組織）など、さまざまな工夫をしている地協が多く、資料送付以外のなんらかの工夫を一つ以上行っている地協は138組織、5割となる。

### (2) 加盟組織

地協専従役員が加盟組織を訪問している地協は187組織、2/3である。加盟組織をまったく訪問していない地協は92組織（不明が2組織）となる。専従者が単組や支部を訪問している地協であっても、加盟組織の5割以上を訪問しているのは95組織、全体の4割となる。訪問調査の対象とした7地協は「単組訪問が積極的」という基準で選んだため、7地協とも6割から8割、あるいはそれ以上の単組や支部を専従者が訪問している。地協専従者によると「すべての単組を訪問し、三役、幹事は何回か訪問」「また来たのかと言われるほど訪問」している。単組訪問の理由としては、「現場で話を聞くことが大事」「加盟組合に顔を見せる必要があると思い、時間があればとにかく単組を訪問している。去年はほぼ月に一回は単組回り」「幹事会メンバーではない単組を訪問して、コミュニケーションを図る必要があると思う」などが挙げられている。

メーデーなどの活動への参加を加盟組織に要請している地協は246組織、共済機能を強化するため労働金庫やこくみん共済COOPへの加入促進に取り組んでいる地協は219組織、街頭宣伝行動への参加要請をしている地協は202組織と、7割から9割の地協が加盟

組織に働きかけている。

春季生活闘争時などで中小労組支援をしている地協は107組織、1/3となる。単組の支援は当該単組が加盟している産業別組織の地方組織が行うのが基本であり、地方連合会や地協の主たる役割ではない。とはいえ、産業別組織の地方組織がないなど、上部団体の十分な指導、支援が期待できない場合、地方連合会や地協がその役割を担う必要が出てくるのだろう。たとえば、山形の鶴岡田川地協では、連合山形の春闘方針を踏まえて地協方針が確立され、春闘学習会、中小労組懇談会でその方針が報告、説明される。中小労組懇談会を開催し、組合経験の浅い役員に団体交渉についてのノウハウを教える。その後、意見交換と激励をかねて、地協議長と事務局長による職場訪問が行われる。2018年度は14単組・支部を訪問している。3月には春闘街宣行動が行われ、4月中旬には春季生活闘争決起集会が開催される。いずれも連合山形、協力議員団の協力を得ている。決起集会は「既に春闘を終えた組合が結果を報告し、妥結していない中小労組に参考にしてもらう」場である。

### (3) 組合員

組合員にサービスを提供し、積極的に働きかけている地協は多い。267組織では、幹事会でメーデーが議題として上っており、組合員とその家族をメーデーに迎えていることがうかがえる。過去3年間でレクリエーション活動などを行った地協は262組織で、その内訳を見ると（複数回答）、学習会（200組織）、スポーツ大会（176組織）、バーベキュー（72組織）、お祭り・パーティ（69組織）となっている。組合員をボランティア活動に誘った地協は244組織である。メーデー、レクリエーション、ボランティアに組合員を積極的に呼んでいる地協はいずれも9割近くである。

訪問した7地協のうち、広島福山地協のメーデーにはかなり大勢の組合員とその家族が参加する（2019年度は5,500人）。メーデーの公式の式典の後に、「出店、屋台、チャリティー抽選会、ミニ動物園、キャラクター・ショー、沖縄伝統芸能エイサー舞踏、フリーマーケット、ばらオーナーへの協賛」を行っている。福山地協のメーデーが盛り上がるのは、専従者によれば「家族が来るから。キャラクター・ショーも午前と午後2回するし、それを目的に小さい子どもたちがいっぱいきています」。

### (4) まとめ

地協内部の結束力を強めるには、地協運営の要である幹事会を定期的に、高い出席率

(70%以上)を維持しながら開催していくことがまず必要となる。そのため、幹事会メンバーに毎回、出席を呼びかけるとともに、欠席した場合の対応もきちんと行う。幹事会資料の送付はもちろんであるが、それだけでなく、資料の持参、次回への参加呼びかけなどを行う。およそ7割の地協はこれらを実践できている。

加盟組織を訪問することはもっと重視されてよい。5割以上の単組・支部を訪問している地協は95組織、4割にすぎない。この数字をもっと高めていくべきではないか。私は労働組合運動の基本は「会って話す」ことだと考えている。地協運動にしても、加盟組織に顔を見せることが基本ではないか。その上で、メーデーや街宣行動へ参加するよう求めていく。共済事業との連携、春季生活闘争などにおける中小労組支援は、そうした必要性がある場合は、地協として懸命に取り組むべきだろう。

ほとんどの地協はメーデー、レクリエーション、ボランティア活動への参加を組合員に積極的に働きかけている。もちろん、組合員全員が参加しているわけではないが、地道な努力を積み重ねていけば距離が縮まる。

こうして活動の積み重ねることで、地協内部の結束を強めていくことができる。

### 3. 力を高める

#### (1) 首長と議員

首長や議員を選ぶ選挙活動に取り組んでいると回答した地協は271である。推薦首長を擁する地協は195組織、7割である(ゼロが81組織、不明が5組織)。推薦首長1人が96組織、2人が47組織、3人以上が52組織であり、首長ゼロも含め平均を取ると1地協あたり、1.58人となる。予想以上に多い。なお、同様のことが地方連合会にも言える。推薦知事を抱える地方連合会は全体の7割の33組織、知事と支持・友好関係を結んでいる地方連合会は7組織、合わせると40組織、8.5割が知事と良好な関係を築いている。

推薦市町村議会議員を持つ地協は265組織、9.5割である(ゼロが13組織、不明が3組織)。推薦市町村議5人未満が95組織、5人以上10人未満が97組織、10人以上が73組織であり、推薦市町村議ゼロを含め平均を取ると1地協あたり7.35人になる。地区選出の推薦県(都、道、府)議会議員(以下、県議と略する)を持つ地協は206組織、7.5割である(ゼロが72組織、不明が3組織)。地区選出の推薦県議1人が78組織、2人が53組織、3人が39組織、4人以上が36組織であり、ゼロを含め平均を取ると1地協あたり、1.86人となる。議員数も予想以上に多い。地方連合会の推薦県議数を見ても同じことが言え(すべての地方連合

会が推薦県議を持つ）、推薦県議 2 が 1 組織、4 人以上10人未満が26組織、10人以上20人未満が14組織、20人以上が 6 組織となり、平均で10.5人となる。

地協が推薦首長や推薦議員とどのように良好な関係を築き、維持しようとしているのかを見てみよう。定期的、不定期に懇談会や活動報告会を開催している地協が221組織、地協の総会や幹事に招いている地協は246組織、新年の挨拶・忘年会など季節の行事に招いている地協は210組織、メーデーへの参加要請が243組織、地協のレクリエーション活動、ボランティア活動への参加要請は122組織となっている。8割前後の地協が推薦首長や推薦議員とコミュニケーションを図り、良好な関係を築き上げようとしていることがわかる。

良好な関係を構築しようとしている一つの例として三重の津地協の取り組みを紹介しよう。津地協では初春に津地域フォーラム、秋に単組代表者会議を開催し、その場に推薦の国会議員、地区選出の県議、市議、市長を招き、活動報告を求めている。報告会の後に組合員との交流会が催されるが、専従者によると「地協の加盟組合すべてに声を掛け、組合役員が60から70、時には80人くらい集まる」そうである。

## (2) 自治体

自治体の部局と意見交換を図っている地協は149組織、5割である。このうち、組織範囲にある自治体すべてと意見交換を行っている地協は66組織、特定の自治体だけの地協は83組織となる。前述したように推薦首長を持つ地協は7割、推薦市町村議を持つ地協は9.5割である。単純に考えれば、彼らの協力を得ることによって、自治体部局との意見交換の場を設けることができるように思える。そう考えれば5割は少ない。

岐阜の中濃地協では、3市長（うち2市長が推薦市長）との定期的政策懇談会を年に1回ずつ開催している。この場では、年末の政策制度要請が市の施策にどのように取り入れられたのかを含め、新年度の行政の重点施策に関して市長本人が直接説明し、地協側との意見交換が行われる。機関紙によれば「市長からは、今年度における関市の重点施策について、非常にわかりやすく説明をいただきました。特に昨年起きた災害への復興計画や今後の対策、さらにまちづくり計画や教育についても、熱く語られました」とある。各市の単組役員、地協役員が10人から20人参加する。

調査票郵送調査では尋ねていないが、訪問した7地協は自治体の審議会、委員会に積極的に委員を派遣している。中濃地協では、委員派遣は意識的に追求されており、専従者によると「審議会では具体的な意見反映ができるので、意味があると思っています。・・・

市町村レベルにも審議会があるので、ここに労働者団体代表ということで地協から人を出していけば、政策実現のための一つの具体的な手段になる。」

### (3) 使用者団体

春季生活闘争時に使用者団体に要求申し入れを行った地協は59組織、2割である。春季生活闘争時以外で、使用者団体と意見交換を行った地協は27組織、1割である。また政策制度要請を使用者団体に提出した地協は33組織、1割である。これら3つの行動のうち、1つ以上を行った組織は73組織、1/4となる。推薦首長、推薦議員の擁立、彼らとのコミュニケーションの構築、自治体部局との意見交換と比較すると、使用者団体との間で関係を構築できている地協は少ない。3/4の地協は、まずは推薦首長、推薦議員、自治体部局との関係構築に力を注ぎ、その上で、地域での労使関係の構築に乗り出すという戦略を取るべきかもしれない。

7地協でも使用者団体と何らかの関係を構築できているのは3地協しかない。千葉の外房地協の3地区連（地区連絡会、地協の下部組織）のうち長生茂原地区連は、同地区労使懇談会を年に1回、初春に開催している。労使懇談会の設置は連合結成以前であり、2019年には第32回を数えている。出席者は同地区の使用者団体、企業（加盟組合のある）の経営幹部、7人の首長、推薦県議、推薦市町村議、地協からは地区連絡会幹事、単組役員である。特にテーマを決めて議論するというのではなく、普段、会う機会のない人々（政、労、使）を集めて、フランクに話し合う場のようなものである。そういう場を地協が設定することに意義がありそうだ。2019年度は69人が参加した。

三重の津地協は、他の九地協とともに、連合三重の要請を受けて、地元使用者団体と話し合いの場を設けている。組合活動への理解、労働諸条件の引き上げ、地元新卒者の就職状況改善、Uターン、Iターンの促進など地元就職の活性化、公契約条例制定への理解促進等を申し入れている。

### (4) まとめ

地協が発揮しうる「力」は、条例を制定し、予算を決定する議会、行政施策を実施し、予算を執行する自治体、地域における労使関係の当事者である使用者団体に対して行使される。

そのために必要な第一歩は、自らのビジョン、方針に賛同する首長、議員を確保し、増やすことである。推薦首長で7割、推薦議員で9.5割という数字は、多くの地協が第1歩



をしっかりと踏み出していることを示している。次に首長、議員と良好な関係を築き、維持することが必要となる。8割が2歩目も歩んでいる。1歩、2歩を歩む地協をさらに増やすこと、そして歩幅を大きくする（推薦首長数、議員数を増やし、彼らとの信頼関係の質を高める）ことが、「力」をさらに高めることにつながる。

自治体部局と意見交換を行っている地協は5割とやや少ない。推薦首長の7割、推薦市町村議の9.5割から見ると、さらに増やせる数字である。3歩目に踏み出す地協を増やすことはできる。

7地協の事例から、地協は自治体の審議会などへの委員派遣にも積極的であることがわかる。意見交換の場の設定、審議会などでの発言を通じて、地協のビジョン、方針を自治体へ伝えていくことができる。これもまた地協の「力」を高めることになる。

地域で使用者団体との関係を構築できている地協は1/4と少ない。地域での労使関係の構築は、地協の交渉力、発言力の向上に資することは間違いない。ただ慎重にすべきだろう。3歩までを確実に歩んだ上で、新たな1歩を踏み出すことを考えるべきだろう。その際、地方連合会の後押しも必要になるかもしれない。

## 4. 地域に根ざした顔の見える運動

### (1) 労働相談、生活相談、組織拡大

労働相談、生活相談のどちらか1つ、あるいは両方を行なっている地協は191組織、7割である<sup>(6)</sup>。すべての地方連合会は「なんでも相談ダイヤル」を開設しているが、7割の地協も「労働相談、生活相談を受ける」という看板を出しているということだろう。残りの3割が相談を受けないということは考えられない。相談内容は雇用終了（165組織）、賃金問題（153組織）、労働時間（128組織）、ハラスメント（131組織）、組合結成（90組織）などが多い。

こうした相談の多くは、労働組合がない職場で働く労働者からのものである。中村（2010）は連合静岡浜松地協の労働相談キャンペーンの様子を紹介している（pp.124-125）。

窓口で労働相談を受ける地協役員は「相談内容が自分の単組の組合員からの相談とは全く異なることに驚くことが多い。『有給休暇の取得を申請したら、経営者からうちにはそんな制度はないと言われた』、『就業規則がない』、『給料が三カ月間支払われていない』、

---

(6) 連合は、現在、労働相談体制の再編を行っている。調査票郵送調査は再編以前の状況を尋ねており、現状はやや異なっていると思われるが、それについてはここでは触れない。

『一週間の休暇の後、出社したら、明日から来なくてよいと言われた』など、単組役員の感覚からすると想像のつかない、『ありえない』ことを相談される」。

こうした対応を繰り返すなかで、地協の役員たちは未組織労働者が置かれている状況を理解し、彼らを仲間にする必要性、社会を少しでも変えていくことの必要性を感じるようになる。そして、相談者の悩み事がちょっとずつ解決していくならば、それはほんの少し社会を良くしたことになる。

労働相談から組合結成へとつながることはそう多くはない。とはいえ、組織拡大に取り組んでいる地協は147組織、5割である。地域ユニオンのある地協は80組織、3割である（ただ、2016年9月現在で組合員のいるユニオンを持つ地協は69組織）。訪問した7地協はいずれも組織拡大に取り組んでいる。地協専従者が定期的に企業訪問しているのは中濃、尾張中、津の3地協である。組織拡大は地道な努力と時間がかかる取り組みであり、すぐに成果が上がるというものではない（7地協といえども例外ではない）。地方連合会、地協が有する資源に応じて、いくつかの選択肢があってよい。地方連合会、構成組織と三位一体となって、地協が主体的に組織拡大に取り組む、あるいは組織拡大につながる情報収集と報告に力点を置く、またはその中間で、三位一体で取り組むが、どちらかといえば後方支援に重点を置く。

いずれの選択肢を採るにせよ、組織拡大は連合全体にとって重要な課題であるとの認識を、地協内部少なくとも幹事会メンバーに持たせるよう常に努力する必要があると思う。組織セクターに未組織労働者を誘いこむことによって、彼らの労働諸条件の向上、雇用の安定を実現することができるようになる。それは社会を良い方向へと少し変えることである。同時に、仲間を増やすことによって、推薦首長、推薦議員を一人でも増やすことができれば、地協の「力を高める」ことにもつながる。

## (2) 街頭宣伝行動

街頭宣伝行動を行っている地協は251組織、9割である。最低賃金、長時間労働、男女平等社会、ワーク・ライフ・バランス、人権問題、平和運動など、幅広い視野で社会問題、労働問題を捉え、広く市民を啓発していくとともに、問題解決に取り組む姿勢を訴えること、これが街頭宣伝行動のねらいの1つである。連合は何を目指しているのか、どんな社会を実現しようとしているのかを直接、市民に訴えかける、したがって連合の顔を見せる行動である。

7地協でも街宣行動は主たる活動の1つである。千葉の外房地協の例を挙げよう。地協

専従者によると、「街宣は顔の見える運動なので、これはきっちりとやっ払いこうと連合千葉事務局長の旗振りもあって。今年から三六（サブロク）の日を追加という要請をもらっている」。駅前での街頭演説は乗降客が多い朝の六時半からとなる。とはいえ、地区によっては乗降客が少なく、街頭演説ではなく、ポスティングで対応せざるをえないところもある。演説は地協役員であるが、連合千葉の役員、推薦県議、推薦市議に依頼することもあるという。

組織拡大活動がすぐに成果に結びつかないように、街頭宣伝行動も一般市民の反応がすぐに返ってくるわけではない。立ち止まって、演説に真剣に耳を傾けてくれる市民は多くはない。もちろん、連合のメッセージをこめたチラシやティッシュを受け取ってくれる市民はいるだろうが。

反応がどうであれ、社会問題、労働問題に関して市民を啓発し、その上で、連合はどんな社会を目指すのかを説いていくことは重要なことである。教え諭すのではない。同じ考えを持つ仲間を増やしていくことを目指す。仲間が増えれば、地域で顔がよりはっきりと見えるようになる。連合の強みは全国各地で、こうした運動を行っていけるということである。

### (3) 政策制度要請

組織範囲にある自治体に政策制度要請を行った地協は207組織、 $3/4$ である（未実施61組織、不明13組織）。組織範囲のすべての自治体に要請を行った地協は131組織、 $1/2$ 弱、過半数の自治体に要請を行ったが36組織、半数未満が40組織である。推薦首長を持つ地協が7割だったことを考えれば、 $3/4$ は評価してよい数字である。だが、政策制度要請は、地域で働き、暮らす労働者や市民の生活向上に結びつくことを目指して行う、地協にとって最も重要な活動である。推薦議員（9.5割の地協が持つ）の力を借りて、さらに推薦首長の数を増やして、まずは政策制度要請を全く行えていない74地協、組織範囲のすべての自治体に政策制度要請を行えていない76地協は一層の努力をすべきであろう。

政策制度要請を作成するうえで、参考にしたのは（複数回答）、地方連合会の要請書のひな型（185組織）、産別役員、単組役員の意見や助言（145組織）、議員の意見や助言（144組織）、一般組合員の意見や助言（79組織）、地方連合会の担当者の意見や助言（74組織）である。

政策制度要請の方法を見よう（ただし、複数の自治体に要請した場合、方法が異なる場合がある、したがって、合計すると207を上回る）。自治体に政策制度要請を行った207地

協のなかで「首長と面会し、要請書を直接提出した」のは178組織、全体の6割である（首長と面会しない組織は24組織、不明が2組織）。同じく207地協のなかで「副市長などと面会し、要請書を直接提出」は82組織、「部局長と面会し、要請書を直接提出」は73組織である。最も有効な方法は「首長面会＋直接提出」である。6割を引き上げる努力が求められる。

地協要請への自治体の回答方法を見よう（複数の自治体から回答を得た場合、方法が異なる場合がある。したがって、合計すると207を上回る）。「回答文書が郵送で送られてきた」が103組織、「直接面会して文書による回答を受け取った」が99組織、「直接面会して口頭で説明を受けた」が37組織、その他が19組織である。自治体側の最も誠実な対応を示すのは「直接面会＋文書回答」である。これが99組織であり、要請書を提出した207組織の5割、281の1/3である。ここでも地協の力をさらに高め、誠実な対応する自治体を増やしていくことが必要である。

#### (4) まとめ

仕事や暮らしで悩みを抱える労働者や市民（未組織が多い）が、地協の労働相談、生活相談によって安心を得、少しでも彼らの悩みが解決されるならば、それはほんの少し社会を良い方向へと変えたことになる。

労働相談から組織拡大へとつながることはそう多くはない。とはいえ、組織拡大に取り組む地協は147組織、5割である。7地協はいずれも組織拡大に取り組んでいるが、地協専従者が定期的に企業訪問しているのは3地協であった。組織拡大への取組は、地方連合会、地協が有する資源に応じて、いくつかの選択肢があってよい。地方連合会、産業別組織と三位一体となって、地協専従者が組織拡大に積極的な役割を果たすケース、組織拡大につながる情報の収集と報告に重点を置くケース、その中間で、三位一体で取り組むが地協はどちらかといえば後方支援に比重をかけるケースなどである。

いずれのケースを採用するにせよ、組織拡大の重要性についての認識を地協内とりわけ幹事会内で共有していくことは必要である。未組織労働者をこちら側に取りこむことによって、彼らの労働諸条件を向上させ、雇用を安定させることは、社会を少しでも良くすることである。仲間が増えれば、地協の「力を高める」ことにもつながる。

251の地協が街頭宣伝行動を行っている。9割である。街頭宣伝行動をしたとしても、一般市民の反応がすぐに返ってくるわけではない。連合のメッセージをこめたチラシやティッシュは受け取ってもらえたとしても。反応がどうであれ、連合がどんな社会を目指

すのかを説いていくことは重要なことである。同じ考えを持つ仲間が増えれば、連合の顔がよりはっきりと見えるようになる。連合の強みは全国各地で、こうした運動を行っているということである。

政策制度要請は地域で働き、暮らす労働者や市民の生活向上を目指す最も重要な活動である。全国で207, 3/4の地協が組織範囲の市町村に政策制度要請を行っている。推薦首長を持つ地協が7割であることを考えれば、評価してよい数字である。だが、ここに止まってはならない。推薦首長、推薦議員を増やすなど、「力」をさらに高めて、すべての地協が組織範囲のすべての自治体に政策制度要請を行うようにしていかなければならない。

要請方法で最も有効である「首長面会+直接提出」は178組織、6割であり、自治体側の最も誠実な回答方式である「直接面会+文書回答」は99組織、全体の1/3である。すでに政策制度要請を行っているが、この二つのハードルを超えられていない地協は、是非、挑戦して欲しい。

## 5. 地域労働運動の可能性

日本の労働組合の基本は企業別労働組合である。どんな組織も長所もあれば短所もある。企業別労働組合も例外ではない。長所は、たとえば企業内で生じる労使関係上の課題を解決し、経営参加を進めることが容易であることが挙げられる。他方、短所としては、企業の外への関心が薄い、企業の内であっても正規従業員以外への配慮が欠けていたりすることなどがある。中村（2009, 2018）では後者の短所を克服していくチャンスがいま、企業別労働組合の目の前にあり、企業別労働組合のリーダーはこのチャンスを是非とも捕まえて欲しいと訴えた。

この論文が描いたのは前者の短所を変えていく動きが、地方連合会、地域協議会の運動を通して、進んでいることである。企業別労働組合から抛出される人と資金を活用して、企業の外へ顔を見せ、地域社会をより良きものへと変えていく可能性が広がっている。

連合が提唱する「地域に根ざした顔の見える運動」は、地域で働き、暮らす労働者や市民の抱える問題を解決することを目的とする。そのために地協は、彼らに直接働きかけて問題に対処するとともに、彼らの生活向上に結びつく政策制度を実現する必要がある。こうした行動は、社会をより良い方向へと変えていくことである。地協が行っている労働相談、生活相談、組織拡大、街頭宣伝行動、そして政策制度要請の実際を見ていけば、確かに、少しずつではあるかもしれないが、社会を変えていっていることがわかる。もちろん

ん、まだ不十分である。すべての地協のエネルギーがそこに向いているとは言えない状況にあることは認めなければならない。だが、可能性は目の前に広がっている。

社会を地域から変えていく。連合が目指す「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す」を地域から築き上げていく。この道を歩むという決断が地方連合会、地域協議会の運動を担うリーダーたちに必要である。そうした決断があって初めて、社会を変えていく行動が生まれる。

決断と行動を支えるためには、まずは地協の結束を強めることが必要となる。幹事会を活性化し、単組訪問に積極的に取り組み、加盟組織、組合員を運動に巻き込んでいく。

次のステップは、地協の影響力、発言力を高めることである。強められた結束によって、推薦首長、推薦議員を増やし、彼らと良好な信頼関係を築く。自治体部局や使用者団体との意見交換の場を構築する。こうした努力を積み重ねていくことで、地協の力を高めることができる。

強められた結束、高められた力が、社会を良い方向へと変えていくことを可能にする。この可能性を現実化できるかどうかは、地方連合会、地域協議会の運動を担うユニオン・リーダーにかかっている。

#### 参 考 文 献

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 総評40年史編纂委員会 | 1993 『総評40年史 第2巻』第一書林               |
| 同盟史刊行委員会    | 1993 『同盟23年史 下巻』同盟史刊行委員会            |
| 中村圭介        | 2009 『壁を壊す』教育文化協会                   |
| —           | 2010 『地域を繋ぐ』教育文化協会                  |
| —           | 2018 『壁を壊す—非正規を仲間に 新装版』教育文化協会       |
| —           | 2021 『地域から変える』教育文化協会                |
| 連合総合生活開発研究所 | 2018 『地方連合会・地域協議会の組織と活動に関する調査研究報告書』 |